



平成29年度 子ども行事助成金申込要綱

赤い羽根共同募金の地域配分事業です。

1. 目的

松阪市社会福祉協議会では、子どもたちが地域で安心して暮らせるようにと、児童育成に対し寄与することを目的として、共同募金配分による活動助成を行います。

2. 助成対象行事

子どもを中心にした、自治会・子ども会・親子会などが実施する行事（基本的にひとつの行事）であること

3. 助成の対象期間

平成29年7月～平成30年3月の間に、子どもを中心にした行事を予定していること
(ただし助成決定前の行事は該当しません。)

4. 助成対象経費（行事を実施するのに必要な経費）

- (1) 子どもとその親を中心に、自治会・子ども会・親子会などが行う行事であり、そこに必ず会員以外の地域の人との交流を行う内容が盛り込まれている行事に対する経費の補充であること。
- (2) その他、児童の育成に必要と認める事項

5. 助成額

1子ども会につき10,000円(均等割) + 子ども数 × 300円として、
限度額を30,000円までとします。なお、助成の限度額は、共同募金配分行事助成事業予算の範囲内となっておりますので、必要に応じて調整する場合があります。

提出された書類を審査し、助成先・助成金額を決定し、平成29年7月中旬に助成をする予定です。

6. 助成に係る審査基準

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であること
- (2) 助成金の使途が適正であること
- (3) 行事の実施に必要な経費のうち、利用者の負担すべき額を確実に保有すること
- (4) その他、助成の目的を有効に達成できる見込みであること

裏面へ続く

7. 選考方法

松阪市社会福祉協議会において選考のうえ、助成先及び助成金額を決定します。

8. 申し込み先

〒515-0073 松阪市殿町 1360-16 (松阪市福社会館内)
社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
福祉のまちづくり課
電話 0598-21-1487 FAX 0598-23-3359

9. 申請申込締切日

平成29年5月26日(金) (期日厳守でお願いします)

10. 助成金申請時の提出書類

平成29年度子ども行事助成金申込書

11. 交付実施日程

助成金の交付を受けた団体の代表者には、決定通知書と請求書と報告書等を6月上旬までには送付しますので、申請者はその請求書と振込先の通帳の口座番号と名義が記載されている箇所のコピーを添えて提出してください。請求書の受付締め切りは 平成29年6月22日(木) とします。振り込みは平成29年7月中ごろを予定しています。指定した口座で必ず入金を確認してください。

12. 事業の報告

交付を受けた申請者は、事業終了後1か月以内に速やかに報告書を記入し、必要書類を添えて提出してください。報告書類は決定通知時に送付します。

13. 助成金の返還

助成を受けた会が、災害その他特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額または一部を返還しなければなりません。

- (1) 助成対象である事業を実施しない、または実施する意思が認められないとき
- (2) 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を目的外に使用したとき

※注意 申請書の行事内容が都合により変更しなければなくなった時には、必ず『助成金内容変更届出書』を提出し再度選考を受けてください。